

令和5年度 月形町ふるさと特産品開発補助事業募集要領

町では、月形町ふるさと活性化基金条例施行規則（平成元年月形町規則第12号）第5条の規定に基づき、月形町ふるさと特産品開発補助事業募集要領を制定しました。

つきましては、次のとおり本補助事業を活用する事業者を募集します。

1 目的

令和6年秋に開業予定の「道の駅」の魅力向上、町の優れた地場産品の付加価値の向上、月形町の魅力向上及び地域産業の活性化を図ることを目的とし、月形町の特色と地域資源を活かした魅力ある特産品の開発に取り組む事業者に、月形町ふるさと活性化基金を活用して予算の範囲内で補助金を交付します。

2 補助対象者

補助金の交付対象者は下記のとおりです。

【町内対象者】町内に住所を有する個人・法人・団体

【町外対象者】道内に本店・営業所・事務所等を有する法人

3 補助対象事業

補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる全てに該当する事業となります。

なお、本補助金を受けようとする事業において、国、県、町等の他の助成金および補助金の交付を受けていないこととします。

- ①新たな産品の開発又は商品化に関するものであること。
- ②道の駅で販売することを主たる目的とした特産品開発であること。
- ③開発した商品を納入することに確実性があること。
- ④販売予定価格及び販売価格が適正であること。
- ⑤町の特産品として定着することが期待されるものであること。

4 補助対象経費

補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に直接的に必要であることが認められる経費と、試作品の開発までを対象とします。

なお、補助対象経費であっても交付決定日以前に執行した経費は、補助対象外となります。

補助対象経費	補助対象経費の内容
原材料費	特産品の開発に直接使用する原材料等の購入に要する経費
技術コンサルタント料	特産品の開発に係る専門家からの専門的指導や助言に係る経費
消耗品費	特産品の開発に係る消耗品費
試験分析費	特産品の開発に係る専門機関等における調査、品質保証表示等を得るための費用、成分分析費等
デザイン費	特産品の開発に係るパッケージ、ラベル等製作に要する経費
その他	町長が必要と認める経費

※1 機械器具に要する経費は、リース料のみとし、特産品開発に不可欠で申請者が直接使用するものとします。ただし、20万円以内を対象とします。

※2 次の経費は補助対象外です。

販売に係る経費（広告宣伝費・パンフレット制作費・什器備品購入費等）、人件費、旅費（交通費・日当・宿泊費）及び食糧費。

5 補助金交付の内容

(1) 事業実施期間

交付決定日から令和6年3月29日まで

(2) 補助率・補助額

【町内対象者】 補助対象経費の10分の9以内、100万円を上限

【町外対象者】 補助対象経費の2分の1以内、50万円を上限

(3) 交付時期

補助金の交付は、事業終了後の精算払となります。ただし、町長が必要と認める場合は、概算払ができるものとします。

(4) 補助額の確定方法

事業終了後、提出する実績報告書に基づき、補助金の額を確定します。

補助金は補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって、実際に支出を要したと認められる費用の合計になります。また、支出額及び内容についても審査し、これを満たさない経費については、補助金の対象外となります。

6 申請の手続き

(1) 募集期間

第1回目受付：事業実施年の4月1日から5月15日まで

第2回目受付：事業実施年の9月1日から10月15日まで（第2回目は予算状況による）

(2) 申請書類

① 次の書類に必要な書類を添付のうえ、提出してください。

○町内対象者

- ・月形町ふるさと特産品開発補助事業交付申請書（様式第1号）
- ・事業計画書（任意様式）
- ・収支予算書（任意様式）
- ・その他町長が必要と認める書類

○町外対象者

- ・月形町ふるさと特産品開発補助事業交付申請書（様式第1号）
- ・事業計画書（任意様式）
- ・収支予算書
- ・定款及び登記簿謄本の写し
- ・その他町長が必要と認める書類

② 提出された申請書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。なお、申請書類は返却しません。

(3) 申請書類の提出先

月形町企画振興課地域振興係

〒061-0592 北海道樺戸郡月形町1 2 1 9 番地

電話番号 : 0 1 2 6 - 5 3 - 2 3 2 5 (直通)

メール : chiikishinko@town.tsukigata.hokkaido.jp

7 審査について

(1) 審査方法

① 担当者による事前審査を行います。

② 月形町ふるさと活性化運営協議会において、計画書の内容及び補助率の審査を行います。

なお、協議会委員に対し、申請者より計画書のプレゼンテーションをしていただきます。

また、補助金の交付決定は予算の範囲内としますので、予算を超える件数が来た場合は、協議会において優先順位を付けて交付決定します。

③ 協議会の審査結果を踏まえて、町長が補助金の交付決定を行います。

(2) 審査基準

補助対象事業及び補助対象者の要件、事業計画の内容等を協議会において審議し、総合的な評価を行います。

(3) 審査結果の通知について

審査結果については、申請者に対し、月形町ふるさと特産品開発補助事業交付決定通知書（様式第2号）により通知します。

※ 交付決定日以降に事業を開始してください。

8 事業に変更があった場合について

交付決定に係る内容に変更があった場合は、速やかに月形町ふるさと特産品開発補助事業変更申請書（様式第3号）に、変更内容がわかる書類を添付し、提出してください。

9 実績報告について

事業が完了したときは、事業完了後14日以内に次の書類に必要書類を添付のうえ、提出してください。

- ・月形町ふるさと特産品開発補助事業実績報告書（様式第4号）
- ・収支決算書（任意様式）
- ・成果物の写真
- ・事業実施に関する記録
- ・その他町長が認める書類

10 全体スケジュール（予定）について

当該補助事業は、概ね次のスケジュールによって実施します。

ただし、審査手続等の進捗により、スケジュールを変更する場合がありますことにご留意ください。

日 程	内 容
令和5年5月15日(月)	・第1回募集締め切り
令和5年5月下旬	・月形町ふるさと活性化運営協議会（プレゼンテーション）
令和5年6月上旬	・審査結果の通知（交付決定） ・事業開始
令和6年3月29日(金)	・実績報告書提出期限
令和6年3月29日(金)	・補助金交付請求

11 その他

- (1) 本補助事業は3年間（令和5年度から令和7年度まで）の期限付き事業となります。また、3年間の補助上限額は、町内対象者100万円、町外対象者50万円となります。